

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針改正の概要（平成24年1月改正）

- 「検査・相談体制の充実」の位置付けを強化
 - ・「検査・相談体制の充実」は、エイズ対策の重要な施策の1つであるため、新たに単独の章として位置付ける。
 - ・場所や時間帯等、受検者の利便性に配慮した検査を実施し、医療機関受診を促す。
- 個別施策層に対する検査について、目標設定の必要性を明記
 - ・個別施策層に対し効率的に検査を実施する観点から、重点都道府県等に定量的もしくは定性的な目標設定を求める。
- 地域における総合的な医療提供体制の充実
 - ・各種拠点病院と地域の診療所等の診療連携体制を構築する。
 - ・中核拠点病院におけるコーディネート機能を担う看護師等の配置を推進する。
 - ・肝炎・肝硬変等の併発症・合併症対策は、当該研究及び医療について、診療科間の連携のもと、その取組を強化する。
 - ・精神医学的介入による治療を円滑に行うため、精神科担当医療従事者に対する研修を実施する。
 - ・診療連携を進め、長期療養・在宅医療の患者等を積極的に支える医療体制整備を推進する。
- N G O等との連携の重要性を明記
 - ・個別施策層に対する施策の実施及び普及啓発等において、N G O等と連携し施策を実施する。

※施策の実施状況等の継続的なモニタリングと評価を行い、必要な改善を行う。

性感染症に関する特定感染症予防指針改正の概要（平成24年1月改正）

- コンドームによる予防に加え、コンドーム以外の予防方法等に関する情報提供を推進
 - ・ワクチンが「尖圭コンジローマ」の予防にも有効であることの情報提供を推進
 - ・コンドームだけでは防げない性感染症があることや正しい使い方等具体的情報の普及啓発を推進
- より精度の高い「病原体検査」を推進
 - ・性器クラミジア感染症・淋菌感染症について、精度の高い「病原体検査」を推進
 - ・簡便な尿検査により病原体検査を実施できることを明記
- 個人の実情・心情等に配慮した普及啓発等の実施
 - ・感染者のパートナーの意向を尊重して情報提供や支援を実施することを明記
 - ・犯罪被害者支援、緊急避妊のための診療の場での総合的な支援の必要性を明記
- 学会等と連携した医療の質向上の取組の推進
 - ・性感染症の専門家養成のための教育・研修機会の確保を推進
 - ・標準的な診断や治療の指針等について積極的に情報提供・普及を推進
- 医療へのアクセスの向上
 - ・若年者等が受診しやすい医療体制の整備や、検査から受診につながる環境づくりを促進
 - ・検査や治療について分かりやすい情報提供の実施
- 発生動向のよりの確な把握のため、指定届出期間（定点）の指定の基準づくりを実施
- 性感染症のリスクに関する意識や行動についての調査を実施